

就学援助費 入学準備金のご案内

坂井市教育委員会

坂井市教育委員会では、経済的理由により就学が困難であり、生活保護法による保護の対象となるものに準ずる程度に困窮している児童の保護者を対象に、学用品費、給食費など必要な費用を援助する制度を設けています。

令和6年4月小学校に入学予定の児童の保護者の方で、下記要件に該当する方を対象に、新入学学用品費等（ランドセル・制服等入学に必要なものを購入する費用）を、入学前（2月）に入学準備金として援助します。

1 入学準備金援助を受けられることができる方

次の（1）～（4）の全部の要件に該当する方

（1）令和6年2月1日に坂井市に住民登録のある方で、入学前に坂井市を転出する予定がない方

（2）お子様が令和6年4月に小学校に入学予定の方

（3）下記の就学援助の要件のいずれかに該当する方

①生活保護が停止又は廃止になった方

②児童扶養手当を受給している方

※児童扶養手当の申請中で、証書発行前の場合は③の理由で申請してください。

③その他、経済的にお困りの方・・・所得の目安（下記参照）※1

★③の理由の場合、世帯全体の所得状況を確認の上、判定しますので、認定できない場合があります。

（4）生活保護費を受給されていない世帯の方

※1 所得の目安

（3）③の理由の場合、世帯全体の所得状況を確認し、判定します。下記の表は所得の目安であり、所得限度額は、申請世帯の人数、年齢などにより変わります。

＜所得限度額参考例＞

家族形態	母30歳 子6歳（新小1）	母35歳 子13歳（中1） 子6歳（新小1） 祖父65歳 祖母62歳	父35歳 母30歳 子6歳（新小1）	父40歳 母35歳 子13歳（中1） 子6歳（新小1） 子3歳
限度額	約178万円	約355万円	約239万円	約348万円

◎限度額は給与所得控除後の金額から社会保険料・生命保険料・地震保険料（住民税の所得控除額）および給与所得及び年金所得がある場合には10万円を控除した後の額

2 申請手続き方法

入学準備金の受給を希望される方は、「準要保護者認定申請書（入学準備金）」に必要事項をご記入いただき、必要書類を添付してご提出ください

【裏面へ続く】

- ★提出先・・・市教育委員会 学校教育課
(入学予定の小学校には提出できませんのでご注意ください)
- ★受付期間・・・令和6年1月4日(木)～令和6年1月31日(水)
(平日の午前8時30分～午後5時15分まで)
- ★申請書・・・市教育委員会学校教育課で受け取ってください。
(申請書に申請者(保護者)の方の記名押印または署名が必要です)
- ★必要書類・・・

①振込先口座の通帳の写し(店名、口座番号、カナ氏名が記載されている部分)
※申請者(保護者)名義の口座に限ります。

②児童扶養手当を受給されている方は、児童扶養手当証書の写し

③マイナンバー「個人番号カード(裏面)」または「通知カード」の番号
が確認できる面の写し ※申請者(保護者)の方のみで結構です

注意:法律の改正により、マイナンバーの「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されました。
お持の通知カードを、マイナンバーを証明する書類として使用するためには、通知カード
に記載されている、住所・氏名・生年月日・性別が住民票と一致している必要があります。
一致していない場合は、マイナンバーを証明する書類としては使用できませんのでご注意く
ださい。一致していない場合は、通知カードに代わるマイナンバーを証明する書類として、
「マイナンバーが記載されている住民票(写し)」をご提出ください。

④本人確認のできる書類の写し ※申請者(保護者)の方のみで結構です。
個人番号カード(表面)、運転免許証、保険証、年金手帳、介護保険証などいずれか1点

⑤令和5年1月1日現在、坂井市に住所がない方については、世帯全員(学生は除く)
の令和5年度(令和4年所得)の所得証明書
※1月1日現在での住所地の役所でお求めください。

- ★上記③、④[マイナンバー、本人確認の書類]の提出をいただけない方は、世帯全員分の所得証明書を添付
してください。
- ★申請後に上記以外の書類の提出が必要になる場合があります。(その際にご連絡いたします。)
- ★何を添付したらよいかわからない時は、学校教育課にお問い合わせください。

3 支給額(1人につき)
新小学1年生・・・54,060円

4 支給時期
令和6年2月下旬頃(予定)

5 支給方法
ご指定いただいた保護者の方の口座へお振込します。

6 注意事項

- ・今回の入学準備金の支給を受けた場合でも、学校給食費などの「令和6年度就学援助費」の受給を希望される場合には、入学後に別途申請していただく必要があります。
- ・今回の入学準備金の支給を受けた方は、令和6年度就学援助制度の「新入学学用品費」は支給対象となりません。
- ・今回の入学準備金の申請をされない場合でも、入学後4月以降に「令和6年度就学援助費」を申請し、4月からの認定となった場合は、入学後の8月に「新入学学用品費」として支給します。
- ・入学準備金の支給を受けた後、市外へ転出等で4月に入学されなかった場合は、転出自治体へ坂井市で入学準備金の支給を行った旨を通知させていただきます。
- ・新入学に伴って必要となる学用品費(入学準備金)以外の学校給食費などの援助については、令和6年度の基準で審査を行いますので、入学準備金の支給を受けられた方でも審査結果が異なることがありますのでご了承ください。

〒919-0592

坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市教育委員会 学校教育課

0776-50-3161